

# 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例について

## 1 特例対象者

平成30年7月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

## 2 特例措置の対象となる資産

### (1) 対象資産（代替償却資産）

ア 平成30年7月豪雨の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）に代わるものとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・ 代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 平成30年7月豪雨により被災した償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの（※修繕費は含みません。）

### (2) 取得期限

平成30年7月7日から令和7年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

### (3) 特例率

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、該当償却資産の課税標準額を2分の1に軽減します。（地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

## 3 提出書類

代替償却資産特例の申告にあたっては、次の書類をご提出ください。

### (1) 平成30年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書

### (2) 代替償却資産対照表

(3) 被災償却資産が平成30年7月豪雨により滅失又は損壊した旨を証する書類（更正通知書(写)、り災証明書(写)、被災状況の確認できる写真 等）

(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類（平成30年度償却資産申告書および種類別明細書（写） 等）

(5) 被災償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（被災償却資産を除却又は売却等の処分したことがわかる書類(写) 等）

※ (3)は、西予市でり災証明書の交付または償却資産の減免を受けた方は提出不要です。

(4)及び(5)は、西予市で被災した償却資産について西予市でその代替償却資産を取得した方は提出不要です。

### (6) その他

ア 平成30年1月2日から平成30年7月6日までの間に取得し、平成30年7月豪雨で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

\* 裏面に続く

- 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写) 等)
- 合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写) 等)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

#### 4 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の1月31日(償却資産申告書と併せて提出してください)

#### 5 提出先

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 西予市役所税務課  
または 各支所地域生活課

#### 6 申告書記載要領

(代替償却資産対照表の記載要領は対照表の裏面にあります。)

- (1) (申告者) 住所又は所在地  
申告者の住所又は所在地を記載してください。
- (2) (申告者) 氏名又は名称  
申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。  
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- (3) 代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。  
※各欄の□(「申告者と同じ」等)に該当する場合は、記載に代えて、□にチェックを入れてください。
- (4) 代替償却資産の種類別内訳  
「代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。
- (5) 平成30年7月豪雨に係るり災証明交付・償却資産減免状況  
平成30年7月豪雨に係るり災証明交付・償却資産減免の有無と、交付・減免を受けた市町村を記載してください。(西予市外でり災証明交付・償却資産減免を受けた方は、証明書の写し・更正通知書の写しを添付してください。)

※ 必要に応じて被災償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。